

一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録業務個人情報取扱規程

平成21年 3月12日理事会制定

平成24年11月30日理事会改正

(基本的事項)

第1条 一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「本会」という。）は、建築士事務所登録等の業務（以下「業務」という。）を行うにあたり、本会登録事務等事務規程（平成20年10月29日理事会決定）第15条の規定に基づき、個人情報の保護を図るため、これを定める。

(秘密の保持)

第2条 本会の役員及び職員は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、離任又は退職後も同様とする。

(収集の制限)

第3条 本会は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 業務に関して知り得た個人情報を、次に定める事項を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」で利用する場合
- 三 本会が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合
- 四 新潟県から依頼があった場合

(個人情報管理)

第5条 本会は、業務に関する個人情報の適正な管理のため、建築士事務所登録事務の個人情報管理者を定め、業務に関する個人情報の適正な管理に必要な処置を行わせるものとする。

- 2 業務に関する個人情報管理者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、業務に従事する職員に対し、業務に関する個人情報保護に関する教育の実施及び監督を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、この法人が一般社団法人の登記の日から施行する。